

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月11日
【四半期会計期間】	第68期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	株式会社神鋼環境ソリューション
【英訳名】	Kobelco Eco-Solutions Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大瀨 敬織
【本店の所在の場所】	神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号
【電話番号】	神戸 078(232)8032
【事務連絡者氏名】	財務部長 笹倉 隆一
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号
【電話番号】	神戸 078(232)8032
【事務連絡者氏名】	財務部長 笹倉 隆一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 第1四半期連結 累計期間	第68期 第1四半期連結 累計期間	第67期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)	20,122	18,805	112,405
経常利益 (百万円)	1,000	1,198	5,673
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	510	798	3,617
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	607	843	4,811
純資産額 (百万円)	29,246	33,326	33,450
総資産額 (百万円)	75,700	77,760	95,993
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	31.68	49.53	224.49
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	38.4	42.6	34.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により3回目の緊急事態宣言が発出された中、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きがみられるものの、全体としては先行き不透明な状況にありました。

このような中、当社グループは、2021年度から2023年度までの新中期経営計画を策定し、この3年間を次のステージへの飛躍に向け足場を固める期間と定め、基本方針である「両利きの経営（既存事業の競争力強化・成長分野への積極投資）による持続的成長の実現～既存事業で安定収益基盤を確保しつつ、成長分野へ積極的に踏込むことで持続的成長を実現する～」に沿って、諸施策を着実に実施しております。

当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、当社グループにおいて、現時点では、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する顕著な影響はみられておりません。

受注・受託高は、水処理関連事業、及び、化学・食品機械関連事業において減少したものの、廃棄物処理関連事業において大幅に増加し、前年同期に比べ4,884百万円増(16.0%増)の35,323百万円となりました。受注・受託残高は、前年同期に比べ10,660百万円減(4.5%減)の225,800百万円となりました。売上高は、廃棄物処理関連事業において増収となったものの、水処理関連事業、及び、化学・食品機械関連事業において減収となり、前年同期に比べ1,317百万円減少し、18,805百万円となりました。

利益面では、減収したものの収益性改善等により、営業利益は前年同期に比べ215百万円増の1,131百万円となり、経常利益は前年同期に比べ197百万円増の1,198百万円となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は、法人税等を差引いた結果、前年同期に比べ287百万円増の798百万円となりました。

なお、当社グループの事業形態による特徴として、第4四半期連結会計期間に完成する工事の割合が大きく、売上高の計上が偏る傾向にありますが、これまで概ね計画通りに推移しております。継続して、新型コロナウイルス感染症拡大による影響に留意する必要があると考えております。

報告セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

#### (水処理関連事業)

水処理関連事業につきましては、売上高は、前年同期に比べ、1,191百万円減少し6,883百万円となりました。また、経常利益は収益性改善等により前年同期に比べ229百万円増の288百万円となりました。

#### (廃棄物処理関連事業)

廃棄物処理関連事業につきましては、売上高は、前年同期に比べ320百万円増加し10,219百万円となりました。経常利益は増収等により、前年同期に比べ47百万円増の788百万円となりました。

#### (化学・食品機械関連事業)

化学・食品機械関連事業につきましては、売上高は、前年同期に比べ496百万円減の1,629百万円となりました。また、経常利益は収益性改善等により、前年同期に比べ114百万円増の386百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の総資産は77,760百万円となり、前連結会計年度末に比べ18,232百万円減少しました。流動資産は54,110百万円となり、前連結会計年度末に比べ17,644百万円減少しました。主な要因は、受取手形、売掛金及び契約資産の減少28,757百万円、短期貸付金の増加10,212百万円によるものです。固定資産は23,649百万円となり、前連結会計年度末に比べ588百万円減少しました。

負債合計は44,433百万円となり、前連結会計年度末に比べ18,109百万円減少しました。流動負債は34,683百万円となり、前連結会計年度末に比べ18,122百万円減少しました。主な要因は、短期借入金の減少9,306百万円、買掛金の減少6,478百万円によるものです。固定負債は9,749百万円となり、前連結会計年度末に比べ13百万円増加しました。

純資産合計は33,326百万円となり、前連結会計年度末に比べ123百万円減少しました。主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益798百万円の計上による増加、配当金966百万円の支払いによる減少によるものです。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は、42.6%となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動に係る費用は343百万円であります。  
なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しに重要な変更はありません。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針

当社グループを取り巻く事業環境が依然として厳しい状況の中、当社グループは事業に係る以下のさまざまなリスクをコントロールしつつ取り組んでまいります。

国内事業

海外事業

子会社等が実施する事業

資機材調達コストの変動

クレーム対応

災害・事故等の発生

法規制等の変化への対応

少数株主保護

情報セキュリティ

新型コロナウイルス感染症に関連する事項

・従業員等の新型コロナウイルス感染リスク低減

・事業活動への影響

当社グループは、コーポレートガバナンス体制の充実を経営上の最も重要な課題の一つと位置づけ、適切なリスクテイクを支える経営管理組織を整備し、経営監視体制の強化、コンプライアンスの徹底に取り組み、事業環境の変化に的確に対応しながら、事業を推進するとともに、企業価値の向上を目指してまいります。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

なお、当社は、2021年8月5日開催の取締役会において、株式会社神戸製鋼所を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,120,000	16,120,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は 100株であります。
計	16,120,000	16,120,000	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	-	16,120,000	-	6,020	-	3,326

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,110,100	161,101	(注)
単元未満株式	普通株式 5,600	-	-
発行済株式総数	16,120,000	-	-
総株主の議決権	-	161,101	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、400株(議決権4個)含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社神鋼環境 ソリューション	神戸市中央区脇浜町 1丁目4番78号	4,300	-	4,300	0.03
計	-	4,300	-	4,300	0.03

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	4,757	4,532
受取手形及び売掛金	55,885	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	27,128
電子記録債権	1,000	928
商品及び製品	102	101
仕掛品	2,356	3,806
原材料及び貯蔵品	974	923
短期貸付金	4,473	14,686
その他	2,314	2,086
貸倒引当金	111	82
<b>流動資産合計</b>	<b>71,754</b>	<b>54,110</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	16,422	16,437
減価償却累計額	10,324	10,435
建物及び構築物(純額)	6,097	6,001
機械装置及び運搬具	12,609	13,131
減価償却累計額	9,671	9,705
機械装置及び運搬具(純額)	2,938	3,425
土地	3,560	3,546
建設仮勘定	711	140
その他	1,906	1,901
減価償却累計額	1,477	1,488
その他(純額)	428	413
<b>有形固定資産合計</b>	<b>13,736</b>	<b>13,528</b>
無形固定資産	1,298	1,225
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	818	803
繰延税金資産	5,810	5,441
退職給付に係る資産	1,557	1,623
その他	1,146	1,158
貸倒引当金	129	129
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>9,203</b>	<b>8,896</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>24,238</b>	<b>23,649</b>
<b>資産合計</b>	<b>95,993</b>	<b>77,760</b>



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	13,309	6,831
電子記録債務	10,209	12,745
短期借入金	9,767	461
未払法人税等	2,545	118
未払費用	4,009	2,391
契約負債	-	4,956
前受金	3,658	-
製品保証引当金	1,786	1,591
工事損失引当金	3,609	3,257
その他	3,909	2,329
流動負債合計	52,805	34,683
固定負債		
長期借入金	2,183	2,120
リース債務	34	40
退職給付に係る負債	6,880	6,959
資産除去債務	584	585
その他	53	44
固定負債合計	9,736	9,749
負債合計	62,542	44,433
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,020	6,020
資本剰余金	3,332	3,332
利益剰余金	23,081	22,912
自己株式	6	6
株主資本合計	32,427	32,258
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	154	144
繰延ヘッジ損益	1	3
為替換算調整勘定	52	52
退職給付に係る調整累計額	588	650
その他の包括利益累計額合計	797	851
非支配株主持分	225	217
純資産合計	33,450	33,326
負債純資産合計	95,993	77,760

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	20,122	18,805
売上原価	16,606	14,877
売上総利益	3,516	3,927
販売費及び一般管理費	2,600	2,796
営業利益	915	1,131
営業外収益		
受取利息	4	7
受取配当金	54	49
貸倒引当金戻入額	22	33
分析料収入	0	1
その他	21	7
営業外収益合計	105	99
営業外費用		
支払利息	18	11
棚卸資産廃棄損	0	12
その他	0	9
営業外費用合計	19	32
経常利益	1,000	1,198
特別損失		
固定資産除却損	241	-
特別損失合計	241	-
税金等調整前四半期純利益	759	1,198
法人税、住民税及び事業税	78	75
法人税等調整額	176	332
法人税等合計	254	408
四半期純利益	504	789
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	5	8
親会社株主に帰属する四半期純利益	510	798

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益	504	789
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	70	10
繰延ヘッジ損益	6	1
為替換算調整勘定	7	0
退職給付に係る調整額	30	62
その他の包括利益合計	102	54
四半期包括利益	607	843
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	613	852
非支配株主に係る四半期包括利益	5	8

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。これにより、従来、工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、少額かつ短期の工事を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、少額かつ短期の工事については完全に履行義務を充足した時点で収益認識しております。

収益認識基準等の適用については、収益認識基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当第1四半期連結会計期間より、「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当第1四半期連結会計期間より「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、四半期連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年6月30日)

当社グループの事業形態として、第4四半期連結会計期間に完成する工事の割合が大きく、売上高の計上が第4四半期連結会計期間に偏ることから、四半期ごとの経営成績に季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
減価償却費	365 百万円	388 百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	725	45.0	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	966	60.0	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1, 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	水処理 関連事業	廃棄物処理 関連事業	化学・ 食品機械 関連事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,073	9,898	2,126	20,098	24	20,122
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	-	-	1	1	-
計	8,074	9,898	2,126	20,099	23	20,122
セグメント利益	59	741	272	1,072	72	1,000

(注)1. 外部顧客への売上高の調整額24百万円は、報告セグメントに帰属しない売上高であります。

2. セグメント利益の調整額72百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用及び営業外収益等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1, 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	水処理 関連事業	廃棄物処理 関連事業	化学・ 食品機械 関連事業	計		
売上高						
一時点で移転される 財	2,496	1,763	1,629	5,889	75	5,964
一定の期間にわたり 移転される財	4,385	8,455	-	12,840	-	12,840
顧客との契約から生 じる収益	6,881	10,219	1,629	18,730	75	18,805
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	6,881	10,219	1,629	18,730	75	18,805
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2	-	-	2	2	-
計	6,883	10,219	1,629	18,732	72	18,805
セグメント利益	288	788	386	1,462	264	1,198

(注)1. 外部顧客への売上高の調整額75百万円は、報告セグメントに帰属しない売上高であります。

2. セグメント利益の調整額264百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用及び営業外収益等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	31円68銭	49円53銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	510	798
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(百万円)	510	798
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,115	16,115

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式会社神戸製鋼所による当社の完全子会社化)

当社は、2021年8月5日開催の取締役会において、株式会社神戸製鋼所(以下「神戸製鋼所」といい、神戸製鋼所と当社を総称して「両社」といいます。)との間で、神戸製鋼所を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付けで両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結しております。

なお、本株式交換は、神戸製鋼所においては、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第796条第2項の規定に基づく株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また、当社については、2021年9月30日に開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2021年11月1日を効力発生日として行う予定です。

また、本株式交換の効力発生日(以下「本効力発生日」といいます。)に先立ち、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所市場第二部において2021年10月28日付で上場廃止(最終売買日は2021年10月27日)となる予定です。

(1) 本株式交換完全親会社の内容

商号	株式会社神戸製鋼所
本店の所在地	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号
代表者の氏名	代表取締役社長 山口 貢
資本金の額 (2021年3月31日現在)	250,930百万円
純資産の額 (2021年3月31日現在)	(連結) 769,375百万円 (単体) 518,245百万円
総資産の額 (2021年3月31日現在)	(連結) 2,582,873百万円 (単体) 1,817,450百万円
事業の内容	鉄鋼・非鉄金属及びその合金の製造販売、鋳鉄品・鋳鍛鋼品及び非鉄合金の鋳鍛造品の製造販売、電気供給事業、産業機械器具・輸送用機械器具・電気機械器具及びその他の機械器具の製造販売、各種プラントのエンジニアリング及び建設工事の請負等

(2) 本株式交換の要旨

本株式交換の目的

当社が神戸製鋼所の完全子会社となることで、当社によるKOBELCOグループ(神戸製鋼所を中核企業とした企業グループをいいます。以下同じです。)での新規事業創出及びカーボンニュートラル達成に向けた取り組みの加速が期待できることに加えて、KOBELCOグループ全体の経営資源やネットワークの更なる活用等を通じた当社事業の拡大、及び中長期的な観点でのグループシナジーをより強く発揮することが可能となること、また、当社の非上場化により、当社が短期的な株式市場からの評価にとらわれることなく機動的かつ迅速な意思決定が可能となること

や、親子上場解消に伴う経費削減等による経営効率の向上等を図ることができることから、本株式交換による当社の完全子会社化が神戸製鋼所の企業価値向上のみならず、神鋼環境ソリューションの企業価値向上のためにも有益であるとの結論に至りました。

#### 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	2021年8月5日
本株式交換契約締結日（両社）	2021年8月5日
本株式交換契約承認臨時株主総会基準日公告日（当社）	2021年8月5日
本株式交換契約承認臨時株主総会基準日（当社）	2021年8月21日（予定）
本株式交換契約承認臨時株主総会開催日（当社）	2021年9月30日（予定）
最終売買日（当社）	2021年10月27日（予定）
上場廃止日（当社）	2021年10月28日（予定）
本効力発生日	2021年11月1日（予定）

（注）上記日程は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社の合意により変更される場合があります。

#### 本株式交換の方式

神戸製鋼所を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、神戸製鋼所においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより、また、当社においては、2021年9月30日に開催予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2021年11月1日を効力発生日として行われる予定です。

#### 本株式交換に係る割当ての内容

	神戸製鋼所 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	4.85
本株式交換により交付する株式数	神戸製鋼所株式：31,982,287株（予定）	

##### （注1）株式の割当比率

神戸製鋼所は、当社株式1株に対して、神戸製鋼所株式4.85株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において神戸製鋼所が保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議し合意の上、変更することがあります。

##### （注2）本株式交換により交付する神戸製鋼所の株式数

神戸製鋼所は、本株式交換に際して、神戸製鋼所が当社の発行済株式（ただし、神戸製鋼所が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、神戸製鋼所を除きます。）に対して、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の神戸製鋼所株式を割当交付いたします。本株式交換によって交付する神戸製鋼所株式には、新たに発行する神戸製鋼所株式を使用する予定です（ただし、神戸製鋼所の判断により、上記に従い割当交付される神戸製鋼所株式の一部として、神戸製鋼所が保有する自己株式を充当する可能性があります。）。なお、当社は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。そのため、本株式交換により割当交付する予定の上記普通株式数については、当社が保有する自己株式（2021年3月31日現在4,314株）に対し神戸製鋼所株式を割当交付することを前提としておりません。本株式交換により割当交付する神戸製鋼所株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

##### （注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、神戸製鋼所の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の株主が新たに生じることが見込まれます。金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできませんが、神戸製鋼所の単元未満株式を保有することになる株主の皆様におかれましては、本効力発生日以降、神戸製鋼所の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び神戸製鋼所の定款の定めに基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、神戸製鋼所に対しその保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる普通株式を売り渡すことを請求し、これを神戸製鋼所から買い増すことができる制度です。

単元未満株式の買取請求制度（100株未満の株式の売却）



会社法第192条第1項の定めに基づき、神戸製鋼所の単元未満株式を保有する株主の皆様が、神戸製鋼所に対してその保有する単元未満株式を買い取することを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、神戸製鋼所株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の神戸製鋼所株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行していないため、該当事項はありません。

本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

神戸製鋼所及び当社は、本株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、神戸製鋼所はみずほ証券株式会社を、当社はSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。

神戸製鋼所においては、第三者算定機関であるみずほ証券から2021年8月4日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、神戸製鋼所が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、神戸製鋼所の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社においては、第三者算定機関であるSMBC日興証券から2021年8月4日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの助言、当社が神戸製鋼所に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主である神戸製鋼所との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会からの指示、助言及び2021年8月4日付で受領した答申書等を踏まえて、神戸製鋼所との間で複数回に亘り本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、神戸製鋼所及び当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれのリーガル・アドバイザーから受けた助言等を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、相手方の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上で、両社間で本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことに合意しました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月11日

株式会社神鋼環境ソリューション

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中島 久木 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大槻 櫻子 印

**監査人の結論**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社神鋼環境ソリューションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社神鋼環境ソリューション及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

**監査人の結論の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

**強調事項**

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年8月5日開催の取締役会において、株式会社神戸製鋼所を株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

**四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含んでおりません。